

令和3年9月定例会 総括審査会

佐々木彰 委員



| | |
|-----------------|--------------|
| 委員 | 佐々木 彰 |
| 所属会派 (質問日現在) | 自由民主党 |
| 定例会 | 令和3年9月 |
| 審査会開催日 | 令和3年10月7日(木) |

佐々木彰委員

自由民主党議員会の佐々木彰である。通告に従い質問を行う。

まず、農業の振興についてである。

農業は、本県の産業として非常に重要な分野であり、シンボルでもある。本県には農業振興を絶やすことなく継続することが求められており、そのためには農業従事者の営農意欲を盛り上げる政策が必要である。新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化や気候不順による作物への被害など、農業を取り巻く環境は厳しくなっているが、このような環境の下、県は農業振興にどのように取り組んでいくのか質問する。

まず初めに、GAPの取組についてである。

9月22日、米国政府は全ての日本産食品に対する輸入規制の全面撤廃を発表した。このニュースは、本県の農業にとって大きな一歩となる。

知事は、本県の農産物販路拡大のため、各地でトップセールスを継続的に実施し、昨年からは新型コロナウイルス感染症対策により縮小せざるを得なくなったものの、精力的に県産農産物のPRに努めてきた。原発事故を乗り越え、いまだ残る風評被害の中で、我が国はもとより世界に本県農産物の販路拡大を図っていくには、安全性を可視化させ信頼性を向上させるGAPが大きな役割を担っている。

東京オリンピック・パラリンピックへの食材提供の条件となったことも踏まえ、平成29年5月に知事とJA福島中央会長が「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、GAP認証取得推進に取り組んできた。残念ながら、東京オリンピック・パラリンピックは無観客での開催となったが、GAPは東京オリンピック・パラリンピックだけでなく今後の風評払拭、輸出拡大のため、本県農産物の安全性を担保する上で必須なものであり、これからもGAPの取組を加速させていくことが必要である。

そこで、「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」の成果を踏まえ、認証GAPの取得をどのように推進していくのか、知事の考えを聞く。

知事

GAPについては、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、国内外に福島の誇りと感謝を伝えるとともに、風評の払拭やブランド力の向上につながるよう、JAグループ福島と一体となって認証取得の拡大に取り組んできた。この思いに広く生産者から共感ももらい、認証件数は宣言前の10件から357件へと、全国トップクラスまで飛躍的に伸びた。また、この取組は農業高校にまで広がり、自らの取組を自信を持って話す生徒の姿から、本県の農業の将来に明るい光を感じている。

こうした成果を足がかりとして、今後は認証GAPのさらなる取得拡大を進め、風評払拭はもとより市場優位性を高め、生産者が持続的営農に取り組むことができるよう、GAPが目指すよりよい農業の実践と定着を推進していく。

佐々木彰委員

GAPのしっかりした取得拡大に努めるよう願う。

9月10日に全国農業協同組合連合会福島県本部委員会において、県内JAが米生産者に仮払いする生産者概算金の基準となる2021年産米のJA概算金が決定され、主要銘柄の概算金は、2020年産と比較して60kg当たり2,600～3,200円減額となった。昨年は前年比300～700円の下落であったことから、下げ幅が一層拡大している。国内の民間在庫量においても、前年同期6月時点で19.3万t増の218.8万tとなっており、新型コロナウイルス感染症拡大による中食外食の業務用米の消費低迷などが原因の1つと言われている。

我々自由民主党は、過剰在庫米の市場隔離、収入減少に対する低利融資の創設、制度資金の償還猶予の働きかけを金融機関へ行うこと、令和4年度産米への種子代及び生産資材購入支援、収入保険への加入推進と加入支援、稲作等経営体支援事業の継続などの要望を農業団体から受けている。国の方針が決まらないこの時期に県としての方針決定は難しいと思うが、このような事態において農家が収入減少となり営農意欲の低下を引き起こすことのないよう、スピード感をもって支援を進めていくことが必要である。

営農を行う上では、価格の下落だけでなく、自然災害や病害虫の被害による収入減少などもあることから、次に、収入減少に対する支援について質問する。

昨年の桃のせん孔細菌病、今年4月の凍霜害と、果樹に関する農業被害が近年連続して起きている。このような農業被害に対して県では様々な支援を行っているが、頻発化、激甚化する自然災害などから農業経営を守るためには、リスクへの備えが重要と考える。

農業経営収入保険は、農業の販売収入全体の減少を補填するという、これまでの経営安定策にない制度として農業経営を支えている。収入保険の加入をさらに促進していくためには、制度のメリットや支払いまでの資金繰り支援などを農業者に広く周知していくことが重要である。

そこで、県は農業経営収入保険のメリットをどのように周知していくのか。

農林水産部長

収入保険は、自然災害による収量減少や価格低下のみならず、病気による休業やコロナ禍の影響など、様々なリスクによる収入減少の補填が可能であるほか、無利子のつなぎ融資を利用できるメリットもある。

今後は、収入保険の普及に向けて覚書を締結したJA等関係機関と一体となった個別訪問や広報誌等を活用し、加入者の声なども積極的に紹介しながら、メリットの周知や加入促進にこれまで以上に取り組んでいく。

佐々木彰委員

これら果樹の農業被害を乗り越えるためには、今の財政支援のほかに技術的支援も重要と考える。

そこで、県は果樹における農業被害の軽減に向けた技術支援をどのように行っていくのか。

農林水産部長

当該技術支援では、病害虫の発生予察等に基づく適期防除の指導に加え、遅霜などの際には、事前に技術に関する情報を広く農業者に周知している。また、被害発生時には、樹勢回復や病害虫発生拡大防止の現地指導など、被害の拡大抑制や次期作に向けた支援を行っている。

今後も果樹における農業被害軽減のため、きめ細かな技術支援に努めていく。

佐々木彰委員

果樹の生産振興を図るためには、病害虫や自然災害からの被害を軽減することが重要である。

しかしながら、農薬散布による防除作業については、高齢化などにより適期に行うことができないなどが課題となっている。一方、防風ネットなどの被害防止施設は高価であることから、導入に二の足を踏む農家が少なくない。

そこで、県は果樹における農業被害を防ぐための施設整備をどのように支援していくのか。

農林水産部長

果樹の農業被害を防ぐため、園地の状況に合った防風ネット等の設置を推進するとともに、凍霜害に遭いやすい園地や大きな被害を受けた地域での防霜ファンの面的な導入を促すなど、国庫補助事業を活用した効果的な施設の導入を進めている。

今後も国に十分な財源確保を求めるとともに、農業者の話し合いを促しながら、地域ぐるみでの施設整備を支援していく。

佐々木彰委員

営農の維持につながる取組をしっかりと行うよう願う。

次に、県産材の需要拡大についてである。

木材業界では、米国や中国での住宅需要の増加、日本向けコンテナ不足、カナダの大規模山林火災などにより、外国産の木材が国内に入荷されにくいウッドショックと呼ばれる事態が起こっている。

このようなことから、ベイマツをはじめ欧州アカマツ、ベイツガなど建築に使用される木材価格は、1年前と比較すると1.6～2割程度の値上がりとなり、外国産材の高騰に伴い国産材も高値での取引となっている。

県産材においても、杉の柱などの製品が高値で安定して流通することになれば、森林所有者にとっては、再造林の経費が賄える単価で丸太を取引できるのではとの希望が出てきているものの、現在は、製品の単価が2倍となっているのに対し丸太の単価は2割程度の高まりとなっており、価格に偏りがある。このような中で、県産材の需要拡大に向けて追い風になる施策が必要である。

昭和50年代頃までは、ほとんどの住宅が県産材100%で建築されていた。私の試算では、現在の県産材自給率は、構造材ベースで、柱に杉を利用した場合に約20%、さらに土台にヒノキを使う場合で約36%となっており、内装材や建具を含めると自給率はもう少し下がる。

現在の建築ニーズに応じていくためには、小規模の製材工場での細やかな対応、乾燥機などの設備充実のほか、増加する杉の大径木などを最大限に活用し、外国産材が入荷できなくても県産材で供給できる体制をつくることが極めて重要であり、県産材が安定的に利活用されるサプライチェーンの確立に取り組む必要がある。

そこで、県は県産材のサプライチェーンの構築にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

県産材のサプライチェーンの構築については、資源量が増加している大口径の丸太の活用に向け、製材業者が生産者との協定に基づき調達した丸太の運搬や加工に必要な経費を支援している。

引き続き、木材製品の開発等の取組を支援するとともに、県産材の需要拡大を図るなど、新たなサプライチェーンの構築に取り組んでいく。

佐々木彰委員

県産材の需要拡大をするためには、様々な場所で活用し、県民への周知、PRを図ることが重要である。そのような中、江花圭司議員の一般質問にもあったように、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が今年10月1日に施行された。題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わり、基本方針などの対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。

また、法改正に伴い、農林水産大臣を本部長として、総務、文部科学、経済産業、国土交通、環境などの各大臣で構成する木材利用促進本部が新設され、法律に基づく建築物における木材利用に関する基本方針の策定や実施の推進など、関係省庁の連携強化が図られたところであり、県としても各部局の連携を強化する必要があると思う。

そこで、県は部局連携による木材利用の推進にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

部局連携による木材利用の推進については、関係部局で構成する県産木材利用推進会議を設置し、ふくしま県産材利用

推進方針に基づき、県有施設や公共事業等における木材利用の推進に努めている。

今後は、公共建築物等木材利用促進法の改正を踏まえ、木材利用のさらなる推進に向け、部局連携の下、県産材利用推進方針の見直しなどの検討を進めていく。

佐々木彰委員

県庁をはじめ議場などの改修の際には、県産材の利用が進むことを願う。

次に、投票率の向上についてである。

間もなく衆議院議員総選挙が行われるが、過去の投票率を見ると、平成2年2月18日の第39回総選挙は80.65%であったが、21年8月30日の第45回は72.82%、26年12月14日の第47回は52.51%、そして直近の第48回選挙は56.69%となっており、27年前の平成2年の選挙と比較すると約24%落ち込んでいる。こうした状況は民主主義の中で大きな問題であり、投票率の向上に向け課題解決を進めていくことが必要と認識している。

そこで、県選挙管理委員会は投票率の向上にどのように取り組んでいるのか。

選挙管理委員会委員長

市町村選挙管理委員会に対し、多くの住民が利用する大規模商業施設への期日前投票所の設置等を働きかけるとともに、特に投票率が低い若年層には、高校等における特別授業として選挙出前講座や模擬選挙を行い、また、選挙時にはSNSを活用した分かりやすい広報を集中的に実施している。

引き続き、政治や選挙への関心が高まり、投票率が向上するよう取り組んでいく。

佐々木彰委員

伊達市の旧月館町では、合併前は投票所へ送迎バスを走らせていた経緯があり、平成11年9月の月館町議会議員選挙の投票率は93.65%、15年9月は89.89%と高い投票率だった。しかし、合併後の18年4月の市議会議員選挙では送迎バスがなく、投票率は76.93%と合併前から約13%落ち込んだ。

こうしたことの背景として、中山間地域では投票所の数が減少していることも要因と考えられる。伊達市では、これまで歩いて行けた投票所がなくなり、今では4～6kmも離れた投票所まで行く必要があり、交通手段の確保が必要となっている。例えば、伊達市で運行しているデマンド交通を利用した場合、往復で1,000円程度の費用負担が生じるため、投票所の設置や運営など実際の選挙事務を担う市町村において投票環境をしっかりと整備することが、投票率を向上させるためにも重要であると考えられる。

そこで、投票所までの交通手段の確保が困難な住民への適切な支援について市町村選挙管理委員会に働きかけるべきと思うが、県選挙管理委員会の考えを聞く。

選挙管理委員会委員長

投票率の向上には、投票しやすい環境を整備することが大変重要であると認識している。県内には、公用車による移動投票所の導入や投票所への送迎バスの運行など、交通手段の確保が困難な住民に配慮した取組を行っている市町村もあることから、こうした取組例を市町村選挙管理委員会との会議等の場で周知し、投票環境の一層の整備を働きかけていきたい。

佐々木彰委員

誰でもストレスなく選挙権を行使できる環境整備が進むことを願う。

次に、新たな感染症への対応についてである。

新型コロナウイルス感染症対策については、多くの県民の努力により現在は落ち着いている。希望者へのワクチン接種も順調に進んでおり、対策に携わる関係者に改めて敬意を表する。

しかし、これから新たなウイルスの出現などの心配も拭うことができず、新たなウイルス感染症患者が国内で確認された場合には、その後時間を置かずに県内にも影響が及ぶと考えられる。

そこで、新たな感染症患者が県内で発生した場合、どのような方針で対応していくのか。

保健福祉部長

新たな感染症患者が県内で発生した場合は、迅速な患者調査やそれに伴う感染対策を徹底し、感染拡大のスピードを抑えるとともに、医療提供体制が整うまでの時間を確保するため、感染拡大のピークを可能な限り遅らせることが重要となる。

そのため、次の段階も見据えた適切な対応を行えるよう、常に新しい情報を収集しながら、国、市町村及び医療機関等と緊密に連携していく。

佐々木彰委員

新型コロナウイルス感染症は中国の武漢から始まり、コウモリが由来ではないかと言われている。人と家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず、全ての動物の健康は生態系の中で相互に密接につながり強く影響し合うものであり、人と動物は健全な状態を一体的に守らなければならないとの理念、ワンヘルスが重要ではないかと考える。

2013年11月に、日本医師会及び日本獣医師会は、健康で安全な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有して連携、協働することに同意し、協定書を取り交わした。それに伴い、福島県医師会と福島県獣医師会では、学術協力推進の協定も結ばれており、医療と獣医療の連携、ワンヘルスの理念は感染症対策として重要と考える。

動物の感染症に目を向けると、特に畜産業界において豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病が問題となっており、家畜保健衛生所の獣医師は、伝染病の発生を予防するため、畜産農家の立入検査や指導を定期的に行っている。また、昨年9月以降は、養豚農家へ豚熱ワクチンの継続接種を行う中で業務量が増加傾向にあり、全国的に家畜保健衛生所の獣医師が不足していると聞いている。

そこで、県は家畜保健衛生所の獣医師の確保にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

獣医師の確保については、大学訪問やパンフレットの配布による家畜保健衛生所の役割や業務内容の紹介に加え、インターンシップが最も効果的であることから、夏休みと春休みに複数回実施している。

今年度は、コロナ禍での取組として、若手職員がPRする動画の配信や個別対応型のオンライン説明会を取り入れたところであり、今後とも、より効果的な方法を検討しながら、獣医師の確保に努めていく。

佐々木彰委員

家畜に携わる獣医師の不足は、家畜保健衛生所の獣医師に限らず民間の産業動物獣医師においても起きており、本県では、これから民間による大規模な家畜飼育施設の新設なども見込まれていることから、衛生管理や治療を行う獣医師を確保することが重要な課題となっている。

この課題克服の一つには処遇改善があると言われている。民間では、県の獣医師の給与を見本とすることが多くあるため、次に、家畜保健衛生所の獣医師を含め県職員獣医師の確保のための処遇改善について質問する。

医師と同様に獣医師も大学において6年間の履修が必要となっているにもかかわらず、医療職給料表（二）が適用されているため、医療職給料表（一）が適用されている医師と比較し、初任給は約5万円程度低い設定となっている。

福岡県では特定獣医師職給料表を導入して対応していると聞いているが、県職員獣医師の確保に向けた処遇改善について、県の考えを聞く。

総務部長

県職員獣医師については、平成30年度に、県人事委員会勧告に基づき獣医師等に特化した給与水準の引上げを行っている。加えて本年4月には、採用が困難な職などに措置する初任給調整手当を獣医師について引き上げるなど、処遇改善に努めてきたところであり、これらの取組を周知することにより獣医師の人材確保に努めていく。

佐々木彰委員

医療と獣医師の連携、ワンヘルスの理念も認識願う。

次に、再生可能エネルギー事業についてである。

渡辺康平議員の一般質問における、太陽光発電の立地を規制し、適切な維持管理を目的とする条例を制定すべきとの質問に対して、内閣府の有識者会議において地域と共生する再生可能エネルギー導入に関する提言が出され、規制に関して様々な検討が進められているとの答弁があった。そのような現状にあっても、施設の設置に当たっては事業者に対する適切な指導助言が重要であると考ええる。

そこで、県は再生可能エネルギー事業の推進に向け、住民の理解を得ながらどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

再生可能エネルギー事業は、関係法令等に基づき、住民の理解の下で実施されることが重要と考えている。

このため、補助事業者に対する直接の指導助言に加え、その他の事業者に対しても、再生可能エネルギー推進センターによる研修や相談対応、ホームページを活用した法令遵守や適切な運用管理の呼びかけを広く行っており、地元の理解を得ながら事業が進められるよう取り組んでいく。

佐々木彰委員

風力発電による騒音や景観の悪化、バイオマス発電による燃料搬入の危険性、ばい煙の影響など、施設設置に対しては近隣住民からの反対などもある。

もともと、再生可能エネルギー導入促進の基本方針と導入目標には、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換との観点があるが、特にバイオマス発電については、燃料を燃焼することによりばい煙が発生するなど、周辺環境への影響が懸念されている。

そこで、県はバイオマス発電施設からのばい煙をどのように監視していくのか。

生活環境部長

バイオマス発電施設からのばい煙については、大気汚染防止法等において排出基準の遵守や自主測定の実施義務が定められている。

このため、立入検査等において自主測定の結果や発電施設内の燃焼施設、ばい煙処理施設の状況などを確認するほか、必要に応じばい煙濃度の測定を行うなど、事業者による排出基準の遵守状況を監視していく。

佐々木彰委員

地域と共生できる再生エネルギーの導入取組をしっかりと行うよう願う。

次に、災害対策と復旧についてである。

県内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風から間もなく2年が経過する。県内各地では、被災した河川や道路等の復旧工事が現在も進められており、復旧工事に日々携わっている関係者に敬意を表する。

そこで、令和元年東日本台風等により被災した公共土木施設について、災害復旧工事の進捗状況を聞く。

土木部長

8月末時点で、被災した1,736か所のうち1,730か所で工事に着手し、全体の約61%に当たる1,074か所が完了しており、未着手となっている箇所についても年内に着手できるよう準備を進め、被災した全ての箇所の早期復旧にしっかりと取り組んでいく。

佐々木彰委員

地震や大雨等による自然災害は頻発化、激甚化し、災害がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。一たび災害が発生すると、建設業がその復旧工事の先頭に立ち対応することとなり、仕事量が急激に増加し技術者や資材等の不足が懸念されるため、被災地の住民に速やかに安心感を与えるためにも、被災箇所の迅速な復旧への施工確保が重要であると考ええる。

そこで、県は公共土木施設の災害復旧工事の施工確保にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

災害復旧工事の施工確保については、現場に配置する技術者の勤務条件の緩和や複数箇所の一括発注など、受注しやすくなるよう改善に取り組んでいる。

また、建設関係団体と発注見通しや資機材の確保について早めに情報を共有するなど、復旧工事が円滑に進むよう施工確保に取り組んでいく。

佐々木彰委員

円滑な災害復旧を願う。

次に、交通事故の防止についてである。

昨今の交通事故は高齢運転者に関係するものが目立っている。運転免許保有者の年齢層別の推移を見ると、70歳以上の運転免許保有者は、令和元年には1,195万人で全体の14.5%を占め、昭和61年の80万人と比較すると約15倍となっている。

免許人口10万人当たりの死亡事故件数を見ると、75歳以上の死亡事故の発生件数は過去10年間減少傾向にあり、令和元年は前年比1.3件減少しているが、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故は75歳未満が0.5%程度であるのに対し、75歳以上は7%と高くなっている。

近年は軽トラックにもサポカー仕様が販売されるなど、事故につながりにくい自動車が増えていることが死亡事故減少につながっている1つの要因と考えているが、こうしたことから65歳以上の高齢運転者に対してサポカー補助金制度が受けられるようになった。高齢者の免許返納が進められているが、中山間地域などで農業に従事している高齢者などは自動車への依存度が高く、このような人々のためにもサポカーに対する支援の継続を願っている。

交通事故を防ぐ上では、ドライバー側だけの対策では減少につながらず、歩行者への安全性の確保として、歩きスマホの禁止、夜間の反射材の装着などで歩行者自身が安全性の向上に努める必要もあると思うが、県は歩行者の交通安全意識の向上にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

県では、歩行者に夜間外出時の反射材着用や横断歩道を渡る際に手を上げるなどの意思表示を呼びかけるテレビCM等を新たに製作し、秋の交通安全運動に合わせて放映するなど、交通安全意識を高めるための様々な啓発を行っている。

今後も、歩行者の安全確保を交通安全運動の重点事項に位置づけて啓発を強化するなど、関係機関と連携しながら歩行者の交通安全意識のさらなる向上にしっかりと取り組んでいく。

佐々木彰委員

次に、歩行者等の安全通行の確保についてである。

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することは重要な施策であるが、歩道の設置やガードパイプ設置などは、設置場所の状況、財政の面などで簡単にできない場合が多いのではないかと推察する。

そのような中、自動車の速度が時速30kmの致死率は0.9%に対して、時速30kmを超えると2.7%、時速40kmを超えると7.8%、時速50kmを超えると17.4%と増加することから、速度を時速30km以下に抑制するゾーン30という規制が進められており、全国で令和2年度末までに整備した4,031か所では交通事故が大幅に減少したという実績がある。

これまで県警察においては、小学校等の周辺や市街地等の生活道路の区域をゾーン30に設定して最高速度を時速30kmに規制するなど、様々な交通規制等により安全通行の確保を行う施策を進めており、大変有効なものだと思っている。今年の夏には、新たに県警察と道路管理者が連携した通学路を含む生活道路におけるゾーン30プラスを進めるとのことであり、この施策についてもしっかりと取り組んでほしいと思っている。

そこで、新たな交通安全施策のゾーン30プラスについて県警察の取組を聞く。

交通部長

新たな交通安全施策のゾーン30プラスは、最高速度時速30kmの低速度規制等に加え、構造物設置等を道路管理者と連携することにより通学路等の通行する車両速度を効果的に抑制するものである。

これまで、ゾーン30として県内68区域に安全対策を講じているが、今年8月からゾーン30プラスとして、白河市等の3

区域に警察による低速度規制等のほか、自治体によるボラード等の構造物を新設するなど、積極的に歩行者等の安全確保に努めていく。

佐々木彰委員

できることから交通安全対策に取り組んでいくよう願う。

次に、スポーツの推進についてである。

オリンピック会場となったあづま球場のほか、県内の競技施設へプロ野球などのプロスポーツ、実業団や大学生の大会など技術力の高い試合を多く誘致し、県民をはじめ多くの人々に観戦してもらうことは、本県のスポーツの推進に大きな効果があると思う。

そこで、県は全国規模の大会の誘致をどのように進めていくのか。

文化スポーツ局長

これまで、合宿の誘致やイベントの開催を通して競技団体との関係構築を図り、大会誘致につなげてきた。

今後とも、スポーツ振興と交流人口の拡大に向け、東京オリンピック・パラリンピック開催等で得たつながりをもとに、全国規模の大会誘致に努めていく。

佐々木彰委員

パラリンピックの東京開催により、テレビでも多種目にわたり障害者スポーツに触れることができ、私たちのパラリンピックに対する認知度も非常に高まった。これを契機に、健常者との交流機会の増加や、種目によっては競技会場の補強などハード面の整備なども必要になる。

そこで、県は障害者スポーツの普及にどのように取り組んでいくのか。

文化スポーツ局長

運動を始めるきっかけとなる体験教室や障害の特性に応じた競技別のスポーツ教室の開催、指導員の養成などを行うとともに、関係団体と連携し広報誌の発行等に取り組んできた。

今後は、パラリンピックでの関心の高まりを生かし、より多くの人々が障害者スポーツを身近に感じ参加できるよう、スポーツ教室の充実や支える人材のさらなる育成などに取り組んでいく。

佐々木彰委員

スポーツの推進には、競技力の向上と併せて指導者の確保も必要となるが、現在、県内の指導者は平成7年の福島国体の選手などが多く、年齢も高くなってきている。

そこで、県は競技力の向上に向け指導者の養成にどのように取り組んでいくのか。

文化スポーツ局長

本県競技力向上の推進役となるトップコーチを養成するため、各競技団体より推薦された指導者を対象に、最新の知見を取り入れた研修会の開催や中央競技団体が主催する研修事業への派遣、日本代表合宿等での研修参加の支援など、その資質の向上に努めている。

今後も関係団体と連携し、優れた指導者の養成に取り組んでいく。

佐々木彰委員

本県の農産物や木材などは、まず県民自ら消費することが大事である。議場を見ると、壁パネルは県産材かもしれないが、ほかの箇所はあまり無垢材が使われていないため、このような箇所から県産材の利用を促進していくことが必要だと思っている。

そして農業に関しても、現在は米の在庫量が余っているため、県民が福島の米や農産物をもっとたくさん食べ、しっかり体を動かし、健康で元気な体をつくっていくことが大事だと思う。

それを皆に呼びかけて、質問を終わる。